

年頭あいさつ

公益社団法人 日本監査役協会
会長 広瀬 雅行

新年明けましておめでとうございます。

本日はご多用の中、日本監査役協会の賀詞交歓会に、御来賓の皆様、会員の皆様、多数のご臨席を賜りまして、誠にありがとうございます。年頭に当たり、協会を代表してご挨拶申し上げます。

昨年は、大方の予想を覆すような事象が相次いで起こりました。「まさかの EU 離脱」「まさかの大統領選挙」です。「まさかの」と言いましたが、一寸先に何が起こるか分からないのが現実ですので、だからこそ、常日頃リスク管理の重要性が説かれ、内部統制システムの一つとして「損失危険管理体制の整備」が求められるわけでもあります。以前受けた運転免許の講習では、「だろー運転」ではなく「かもしれない運転」を心掛けよ、つまり、子どもが飛び出してくるかもしれない、と想定して運転せよと言われました。リスク管理の要諦は「かもしれない」ではないかと思います。今年は、「まさか」とは言わずに「かもしれないと思いついて準備していた」と言えるようになりたいと思う次第です。

さて、本年我々監査役等が取り組むべき点を幾つかお話したいと思います。

まず、会計監査に関連する動きについてです。

一連の会計不正事件により会計監査の信頼性が揺らいでいることに対して、金融庁が設置した「会計監査の在り方に関する懇談会」が、昨年 3 月に「会計監査の信頼性確保のために」と題する提言を公表しました。この提言は、監査法人のガバナンス・コードや監査法人のローテーション制度、監査人の監査報告書の透明化など、公認会計士の監査に関するものが中心となっていますが、企業や監査役等に直接関係する提言も含まれています。

例えば、企業による会計監査に関する開示の充実として、適正な監査の確保に向けた監査人との取組みや監査役会等による監査人の評価などについての適切な情報提供が挙げられ、また、企業の会計監査に関するガバナンスの強化として、財務・経理に関する適切な知見を有する社外監査役等の選任など、監査役会等の独立性、客観性、実効性の向上が求められています。これらの提言について監査役等は、自ら検討するとともに、必要に応じ執行側へ検討の働きかけを行う必要があると考えております。

「会計監査の在り方に関する懇談会」の提言を受けて、金融庁をはじめ、日本公認会計士協会や各監査法人などの関係者が様々な取組みを開始しており、昨年 12 月には監査法人のガバナンス・コードの草案も金融庁から公表されたところです。

我々監査役等としては会計監査人との連携を深めていく観点から、これらの動向大いに注目していく必要があります。

次に、会社法の見直しについてです。会社法改正の際に、その附則第 25 条に社外取締役設置の義務付けなどについての施行 2 年後の見直しが記載されており、現在、公益社団法人商事法務研究会主催の「会社法研究会」で、関係省庁、学会、法曹界、経済界などの方々が、さまざまな課題について議論しているところです。当協会は研究会メンバ

一に入っておりませんが、関連する項目についてゲスト参加し、必要な情報提供をするなどの協力を行っております。会社法研究会では、そう遠くない時期に報告書がまとめられるとのことであり、この報告書の内容に応じて、次の会社法の改正に向けた議論が始まることも考えられます。当協会としても、今後の動向に注目するとともに、適時適切な対応をしていきたいと考えております。

3 点目は、改正会社法により新たに設けられた機関設計、監査等委員会設置会社についてです。

今や上場会社では 700 社を超え、上場企業の 2 割近くを占めており、今後も更に増えるであろうと言われています。監査等委員会は、導入されて間もない機関設計であり、監査等委員以外の取締役の指名・報酬に関する意見陳述権という監査役や監査委員会にはない権限を持っています。監査役協会としては、この意見陳述権の行使について、本年も引き続き研究を進める予定です。また、今期は、解説会等による情報の提供に加え、監査等委員の皆様同士の意見交換の場である情報交換会を本部及び各支部に設置いたしましたので、積極的にご参加いただければと考えております。

4 点目はコーポレートガバナンス・コードについてです。

昨年はケース・スタディ委員会でコーポレートガバナンス・コード第 4 章の記載事例の分析を行いました。記載事例を見ると、まだまだ試行錯誤の段階と思われ、記載事例についての分析を今期も継続する予定です。一方で、スチュワードシップ・コード及びコーポレートガバナンス・コードのフォローアップ会議も開催され、より実効性のあるコードとするための取組みも行われています。我々監査役等としても、コーポレートガバナンス・コードの今後の動向を注視するとともに、各社において実態を伴った自社に相応しい企業統治体制が構築されているかどうかも見えていく必要があると考えています。

当協会の会員会社数は、お陰様で、2015 年末から約 206 社増加し、昨年末で 6,376 社となっております。最近の増加は、企業統治改革の進展が主な要因だとは思いますが、監査の重要性の認識の高まりと期待感の表れという面もあるのではないかと考えております。先ほど会計監査の信頼性が揺らいでいる、と申し上げましたが、このことは公認会計士だけでなく、私ども監査役等や内部監査人といった、広く「監査」を担当する者全てが、真摯に受け止める必要があります。それぞれが自らの役割や責任を自覚し、職務に取り組むことが求められています。

今期も引き続き、「企業統治をめぐる環境変化への対応」、「協会の発信力の強化」、「会員へのサービス充実」という 3 点を中心に、監査役等の皆様の職務執行の一助となるべく、精力的に活動していく所存です。

最後になりましたが、ご来賓の皆様、そして会員の皆様には、本年も引き続き温かいご支援、ご協力を頂戴いたしますようお願いを申し上げ、年頭の挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

(平成 29 年 1 月 6 日 当協会 本部賀詞交歓会にて)